

児童のみなさんへ  
保護者のみなさんへ

広島市教育委員会  
広島市立中山小学校  
校長 岡崎 貴弘

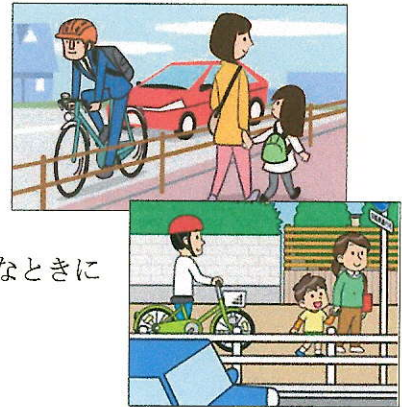
児童のみなさんが乗る（遊ぶ）自転車やキックスケーター（通称キックボード）、ブレイブボードなどに関するお願いです。交通ルールを守って正しく乗ったり、遊んだりしましょう。

交通ルールを守って自転車に正しく乗ろう

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先  
自転車は、車道の左側を通ることが決まりです。

ただし、道路標識により自転車の通行ができるとされているときや、子ども（13歳未満）が自転車に乗るときなどは、歩道を通ることができますが、車道寄りの部分をすぐに止まれる速度でゆっくり通りましょう。もし、歩いている人に迷惑をかけそうなどときには、一旦、止まるようにしましょう。

〔道路交通法第17条、第18条、第63条の4〕



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、きちんと信号機を見て、安全を確認しましょう。自転車は、車両用の信号機に従うのが決まりです。〔道路交通法第7条〕

「歩行者・自転車専用」と示されている信号があるときや横断歩道を通るときは、歩行者用の信号機に従いましょう。〔道路交通法施行令第2条〕

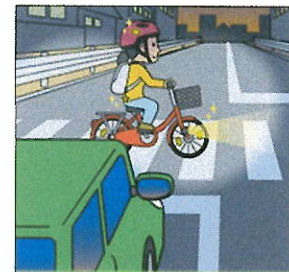
また、「止まれ」の道路標識などがある場所では、必ず一旦停止し、左右の安全を確認しましょう。このほか、見通しが悪い交差点を通るときは、左右を確認して、ゆっくり通るようにしましょう。

〔道路交通法第42条、第43条〕



③ 夜間はライトを点灯

前方の安全を確認するだけでなく、歩いている人や車に自転車がいることを知らせるためにも、暗くなったら必ずライトをつけましょう。〔道路交通法第52条〕



④ ヘルメットを着用

自転車を利用するときは、事故による被害を少なくするために、ヘルメットをかぶりましょう。事故による被害を少なくするためには、頭部を守ることがとても大切です。

〔道路交通法第63条の11〕



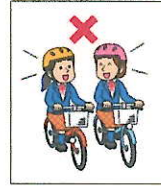
保護者のみなさんへ

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。〔道路交通法第63条の11〕



## ⑤ その他

- 自転車どうして横に並んで走行してはいけません。  
〔道路交通法第 19 条〕



- かさをさしながらの運転や、携帯電話・スマートフォンを使いながらの片手運転はやめましょう。  
〔道路交通法第 70 条、第 71 条〕  
〔広島県道路交通法施行細則第 10 条〕



- 周りの音が聞こえなかったり、状況が分からないような状態（イヤホンやヘッドホンで音楽を聴くなど）で自転車を運転しないようにしましょう。  
〔道路交通法第 71 条〕  
〔広島県道路交通法施行細則第 10 条〕



- 進路を変更するときは、必ず周りを確かめてからにしましょう。急に進路を変えると、後ろから来る車が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなり、とても危険です。  
〔道路交通法第 26 条の 2〕

キックスケーターやブレイブボードなどを使って道路で遊ぶのは危険です

- ✓ 車や歩く人の多い道路でキックスケーターなどに乗らない・遊ばないようにしましょう。  
〔道路交通法第 76 条〕
- ✓ 周りや路面の様子を確認し、安全な場所で使用しましょう。
- ✓ 頭を打つと命に関わるけがにつながる恐れがあります。ヘルメットは必ずかぶりましょう。
- ✓ ひざ当てやひじ当てなどの保護具は、手足のけがの防止につながります。
- ✓ 裸足やサンダルでは使用せず、くつをはいて使用しましょう。



## 保護者のみなさんへ

- ✎ 広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から、自転車利用者の自転車損害賠償保険への加入が義務付けられました。万が一の場合に備え、保険への加入をお願いします。
- ✎ キックスケーターやブレイブボードなどは子どもでも気軽に使用できますが、使い方によっては命に関わる大けがを負ったり、人に大けがを負わせることもあります。取扱説明書等を確認し、正しい乗り方を練習させてください。
- ✎ キックスケーターで道路を進行中に、「車両と出会い頭に衝突する」といった交通事故も発生しています。交通量の多い道路では、乗らない、遊ばないことをお子様に言い聞かせていただき、安全な場所で使用させてください。
- ✎ 令和 5 年 7 月 1 日の道路交通法改正によって、新たな車両区分として設けられた「特定小型原動機付自転車」〔いわゆる電動キックボード等〕を運転するのに運転免許は必要ありませんが、16 歳未満の者が運転することは禁止されています。また、運転するおそれのある 16 歳未満の者に対して、特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。